

田取発第 590 号

平成20年3月27日



青森県知事
三村申吾殿

田子町長

松橋良



青森・岩手県境不法投棄事案に係る青森県の原状回復対策における対応等
についてのお尋ねしたい事項と要望・要請について

県境産廃不法投棄事案に関しては、汚染拡散防止対策が終了し原状回復対策が徐々に進捗していることに対し深く敬意と感謝を申し上げます。

このような中で、平成19年度から開始された本格的撤去については、去る2月23日に開催された第21回青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会において、その進捗状況の遅れやさらに撤去予定量の大幅な増加の見込みが中間報告され、平成24年度までの廃棄物及び汚染土壌の全量撤去の完了が実現できるかという懸念が、地域住民に生じているところです。

また、青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の場では時間的制約もあり、その前後に田子町が開催した田子町県境不法投棄原状回復調査協議会合同ワーキンググループ会議等においては、住民の立場からの様々な要望やお尋ねすべき点が指摘されたことから、町としてはこれを整理した上で、あらためて青森県の現時点での考え方や今後の対応に反映して頂きたく、別添のとおり田子町としてお尋ねしたい点及び要望等をとりまとめました。

つきましては、田子町としてお尋ねしたい事項については文書及び住民説明会の開催などによってご回答をいただくようお願い申し上げるとともに、田子町としての要望・願いについては、今後においてご深慮いただきようお願い申し上げます。



【別添】

1 原状回復対策について

(1) 平成20年度以降の撤去量

これまで文書による田子町からのお尋ねする事項などで、廃棄物の比重が岩手県同様に増えれば撤去量が増え、実施計画どおりの年度ごとの撤去遂行に支障が出るのではないか、また、実施計画の変更も必要となるのではないか、ということを再三にわたって指摘申し上げて来ましたが、青森県は1立方メートル=1トン(1対1)で変更はないと回答されました。この度撤去開始から3年、本格的撤去が開始されてからおよそ1年も経ったこの段階で、なぜ撤去見込み量の5割もの増加を突然発表されたのか、

- ① その根拠と経緯についてわかりやすく説明して頂きたい。
- ② 平成24年度までの全量撤去が揺るぎなく終了できる見通しと根拠を説明して頂きたい。

(2) 今後の課題と考える覆土等や廃棄物の活用について

原状回復に多額の国費・県費を費やすことから合理的な方策をとらなくてはならないことは理解しておりますが、住民の意識・要望としては、いくら環境基準を満たすとはいえ、覆土や廃棄物を再利用することは、基本的には疑問があり、承諾できないものがあります。

特に、環境基準を満たすとはいえ、堆肥臭は別として有機溶剤などの化学物質の匂いがするものについては、再利用をしないでいただきたい。これが元の自然状態にしていただきたいという、率直な地元住民の気持ちと要望です。

この要望によっても、なおかつ、再利用・活用を行うというのであれば、環境基準を満たせば将来にわたって安全・安心で、それを保証できるという根拠をお示し頂き、当町の住民や周辺下流域の方々の不安を払拭するためにも、これを住民説明会などを開催し、その場でもって、住民にわかりやすく説明して頂くことを要請します。

2 環境再生について

環境再生に関する町の集約意見については、複数案を提案することとなろうかと考えておりますが、この当町からの意見はどの程度尊重して頂けるものでしょうか。

また、第20回青森県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会で提示された資料によると、環境再生計画検討過程では、岩手県との連携についても言及されていますが、第21回青森県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の資料には見あたりません。現場は一つという考え方からは、岩手県との連携及び整合性が必要と思われます。当町としては、平成24年度までに廃棄物及び汚染土壤の全量撤去を原則とする原状回復が完了するための対策が十分議論・協議されることが先決と考えており、環境再生の検討をかなりの短いスケジュールで、しかも岩手県との連携や協議がなく策定するのは拙速と考えます。環境再生対策の

検討と結論を急ぎ、なぜ来年9月までに最終案を策定しなくてはならないのでしょうか。

環境再生対策に青森県の財政的支出が必要でその検討期間が必要、あるいは原状回復対策の実施中に環境再生対策に並行的に着手する必要があるとしても、また、岩手県との連携及び整合性を考えてもその実施は平成23年度以降と見込まれます。平成21年9月までに策定しなくてはならないその見解をご説明頂きたいと存じます。

3 青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の住民代表委員について

標記については、平成19年7月5日付け青県境第65号「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会委員の委嘱について(依頼)」により、青森県の住民代表協議会委員を5人から2人に減員する依頼があり、当町からは平成19年7月23日付け田収発第1580号「青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の住民代表委員について(増員の要請)」で、地元住民代表委員についての増員のご高配を要請しております。当町としては地元住民の視線とコンセンサスでもって原状回復対策及び環境再生対策を進めるという原則を貫くようお願い申し上げる中で、引き続き委員増員の要請をしていきたいと存じます。

また、町長及び住民代表委員がやむを得ない事情により出席できない場合において、あらかじめ当町から申し出た代理の者が出席できるよう、お取り計らいをお願い申し上げます。

4 青森県が設置する予定の環境再生を検討する青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会内部の部会委員について

第21回青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の資料6-1に示されているように、標記部会を設置される予定と説明がなされていますが、この部会委員の一人には田子町住民代表の青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会委員を構成員として参画させて頂けるようお願い申し上げます。

5 地元住民説明会の開催について

以上1~4で説明をお願い申し上げた事項及び今後の撤去量増加に伴う廃棄物搬出運搬車両通行增加の見込み等について、早急に地元住民説明会を開催して頂き、住民の不安や疑義を払拭して頂くようお願い申し上げます。